

鹿角市農業振興ビジョン策定パートナー業務委託仕様書

1 委託業務の名称

鹿角市農業振興ビジョン策定パートナー業務委託

2 委託業務の目的

総務省の副業型地域活性化起業人制度を活用し、外部人材が有する専門的な知見や経験や人脈等を本市の農業施策に導入する。「第7次鹿角市総合計画後期基本計画」に掲げる目標を達成するため、本市職員の伴走支援を通じて「鹿角市農業振興ビジョン」を策定し、課題の抽出、実効性のあるKPI設定及びリーディングプロジェクトの立案等を行う。

3 任用形態

任用形態は、業務委託契約（個人契約）とする。また、活動内容に応じ必要な活動保険に加入すること。

4 対象

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む（ただし、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く））。
- (2) 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む（ただし、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く））。
- (3) 契約締結から令和9年3月31日までの期間、継続して受入自治体の業務に従事できる者。

5 委託期間

契約締結日の翌日～令和9年3月31日

6 委託業務の概要

(1) 農業振興ビジョン策定に向けた現状分析（統計・市場・他自治体事例）

参考ツール：e-stat, 地域農業動向予測システム（RAPs）

(2) 農業関係者（農家・JA・法人等）へのヒアリング設計・実施支援

(3) 総合計画との整合性を踏まえた農業振興ビジョンの策定支援

- ・リーディングプロジェクトを含む戦略
- ・ロジックモデル
- ・各年度 KPI

7 委託業務の諸条件

(1) 受注者は、自身が所属する企業に3月以上勤務している者とし、企業から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を得ること。

(2) 他の自治体で地域活性化起業人として活動していないこと。

(3) 本業務の遂行にあたっては、『『地域活性化起業人制度』推進要綱（総務省）』の規定に基づき、月4日以上かつ月20時間程度、本市での活動月1回程度の業務量を想定しており、受注者はこれに基づき適切に業務を遂行するものとする。ただし、具体的な業務日程及び業務の進め方については、受注者の裁量により決定するものとする。

(4) 本業務を行うために使用する機器類は、原則として受注者自身が所有する機器等を使用するものとし、故障・破損・盗難等による損害が発生した場合、発注者は賠償責任を負わないものとする。

8 委託業務の内容

上記「6 委託業務の概要」及び「7 委託業務の諸条件」を踏まえた受注者の提案をもとに、発注者と協議の上決定する。

9 委託料

契約に基づき、次の各号にかかる経費（実費相当分）を委託料として支払うものとする。

(1) 人件費（業務委託期間を通して100万円）

(2) 本市までの交通費及び宿泊費（月1回）

※1回あたり 54,620 円以内（2泊3日以内）、年10回まで

(3) 地域活性化起業人が提案する企画の実施にかかる費用（上限100万円）

10 活動報告

- (1) 受注者は、毎月の活動報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出すること。
- (2) 活動報告書には、交通費・宿泊費その他事業に要した経費にかかる領収書等を添付すること。

11 実績報告

受注者は、業務に係る事業実績報告書を作成し、令和9年3月31日までに発注者に提出すること。

12 委託料の支払い

- (1) 受注者は、上記「10 活動報告」に基づき、発注者に対し概算払請求を行うことができる。
- (2) 発注者及び受注者は、「10 活動報告」及び「11 実績報告」をもって、委託料の精算を行うものとする。

13 留意事項

(1) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

(2) 賠償責任

受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負う。

(3) 著作権等

- ① 成果品に関する全ての所有権、著作権、利用権等の権利は、発注者に帰属する。
- ② 受注者は、発注者が成果品の二次使用をする場合は認めることとする。

(4) 打合せ

受注者は、発注者と連携を取り、十分な打合せを行うこと。

(5) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者で協議し取り決める。